豊橋市美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第13号

豊橋市美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市美術博物館条例施行規則(昭和 54 年豊橋市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

豊橋市美術博物館使用承認申請書																		
豊橋市教育委員会 様										年	•	月	日					
全個市教育委員名 · 禄 · · · · · · · · · · · · · · · · ·																		
											.,,	Пън	氏	名				
	v/	. 1		. .	, μ - 1 - 1 - 1 γ	Λ , , ,	4 m 2 =	⇒	1.11	.				電話	()	_	_
次のとおり美術博物館の使用を承認してください。 																		
催	物	0	名	称														
使	用		内	容	(,	(展示品の種別及び点数)												
	催 援					入場予定人員									人			
使	F		日	時	年	月	日午前		時から	年月	日 <i>生</i>	F前 F後	用	宇まで				
					区		5	j	※使用	料		区		分		% 1	吏用料	
						第一	企画展示	宝		円		講		義	室			円
使	用		区	分		第二	.企画展示	室		円		小	会	議	室			円
							企画展示 室 使			円								円
							企画展示 分 使 A			円		パ	ネ	ル				
							企画展示 分 使 B	室用		円								
入 有	場	料	等	の無	有		#	無	入 場 # 金	斗等の 額								円
利	用	責	任	者	住所氏名						電記	舌()	_				
特	別	の	設	備														
そ	_	0		他														

備考 1 使用区分の該当欄に○印を付けること。

2 ※印は記入しないこと。

豊橋市美術博物館使用承認書											
	TO THE PART OF THE										
(申請者)	様										
年	月 日申請の美術博	承認します。									
催物の名称											
使 用 内 容	(展示品の種別及び点数)										
共催者又は後援者名			入 場 予 定 人	人員							
使 用 日 時	年 月 日午前	時から 年 月	日午前 時まで								
	区 分	※使用料	区 分	※使用料							
	第一企画展示室	円	講義	室							
使 用 区 分	第二企画展示室	円	小 会 議	室							
	第三企画展示室 全 室 使 用	円		円							
	第三企画展示室 区 分 使 用 A	円	パネ	ル							
	第三企画展示室 区 分 使 用 B	円									
入場料等の有 無	有無無	入場料等の金 額		円							
利用責任者	住所 氏名 電話 () 一										
特別の設備											
使用の条件											

附則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。